

# 核不拡散と保障措置

IAEA 保障措置局 村上憲治

## 1 はじめに

核不拡散と核軍縮<sup>かなめ</sup>の要である核不拡散条約(NPT)の遂行が世界の安全確保に必要不可欠であることに疑いの余地はないだろう。NPTは、非核兵器国が原子力エネルギーを平和目的のみに利用すること、核兵器国が核軍縮に向け努力することを全世界的に約束させるものだからである。

設立から約50年にわたってIAEAは、原子力平和利用への協力と同時に、国連システムのなかの中心的存在として、核不拡散の履行のためにより公正な検閲を継続して行ってきた。特にIAEAのセーフガード(保障措置)はNPT体制の維持および強化のための重要な要素としての役割を十分果たし、かつ国際社会から支持されてきたといえる。

しかし、これまでNPTの遂行に深くかかわってきたわれわれにとって、最近起こったさまざまな事態(イラク、イラン、リビアおよび北朝鮮)で、NPTおよびNPT下の保障措置体制は未曾有<sup>みそろう</sup>の危機にさらされ、その限界を浮き彫りにし、今後補われるべき部分が明らかにされたといえる。

## 2 保障措置の有効性

昨今の核拡散およびその他の安全確保上の問題を語る中で、イラクで

起こったことは最も注目すべきものであると言わざるを得ない。政府の協力が十分でなくとも、情報、信頼に足るメカニズム、国際的な合意の下、査察官に権限が与えられれば、査察、ひいては保障措置の実施が有効であるということが証明された。

しかし、査察は、その結果が正当に扱われなければ意味を持たない。イラクでは核兵器の開発を示す明確な証拠はなかったにもかかわらず、その成果は有効に認識されなかった。

イラン、リビアにおいても、保障措置の有効性は実証された。イランでは大規模なウラン濃縮施設の開発をその終了前に検知でき、開発計画を解明するとともに今後その動向をモニターする体制を作り上げた。リビアでは核兵器開発計画を断念させるに至り、その計画解明から多くのことを学び国際社会に警鐘を鳴らした。

## 3 核不拡散体制の不完全さ

このように保障措置の有効性が証明された一方で、現在の核不拡散体制は完全であるとは依然言い切れない。現保障措置体制を有効に機能させるための法的な基礎となっているNPT条約そのものに、依然、数カ国の未加盟国が存在することはその第一である。これに加え、核不拡散条約には加盟しても、IAEAの査察を受け入れる保障措置協力協定を締結

していない50カ国以上の国々が存在している。これらの国々に対しては、IAEAは保障措置を適用することができない。

イラクの隠れた核開発を見つけ出すことができなかったという経験から、保障措置協定を補完するものとして、査察官の立ち入りの権限および情報提供を原子力施設以外にも拡大する議定書が追加された。秘密裏の核兵器開発の有無を検証するために、最も有効な手段としてイランやリビアなどでその効力が確認されている。しかし、ようやく60カ国程度で発効されているのみで、まだ、70カ国以上がサインしていないため、この有効な手段をいまだに十分発揮できていない。

数年前、核爆発実験がNPT未加盟国によって行われ、相次いで核兵器を保有していることが表明された。これは、核不拡散という全世界共通の理念に逆行し、安全および安全保障に対する重大な挑戦であったにもかかわらず、国際社会もIAEAもそれを阻止あるいは核兵器保有をやめさせることができなかった。また、北朝鮮では、NPTの義務を怠るだけでなく、IAEAに原子力開発計画の検証を行使させず、ついにはIAEA査察官を退去させNPT撤退を宣言するに至った。これらは、何ら罰されることが可能なこと、さらには核の脅威を持つことで特別な待遇が受けら

れることを世に知らしめる結果となつてしまった。

第2に、原子力関連技術の不十分な管理が露呈されたことにも着目されなければならない。イラン、リビアの査察で顕在化した大規模な闇市場の存在は、保障措置上機微な機器・技術を管理する各国の体制の欠陥、輸出管理における国際協力の限界を浮き彫りにしたといえる。

## 4 展望

将来への展望として、まず取り上げていきたいものは、先端的核技術の導入である。数多くのIAEAを含む国際的なグループが、核拡散に対して抵抗性を有するような本質的な先進的核技術開発に焦点をあて、革新的原子炉や核燃料サイクルの開発に取り組んでいる。このような革新

技術を適用すれば、その設計によって、核兵器開発プログラムに用いる物質を得ようとする手段として不適であるような原子力平和利用施設を実現させることができる。

その次には、施設の多国間管理ということを考えていく必要がある。例えば、使用済燃料の管理および処分は、安全防護上、核不拡散上の優位点とともに経済的利益を考慮すると、その結果として国際協力による多国間での建設や運転に行き着くであろう。この多国間利用という考え方を、保障措置上の争点となっている再処理施設や濃縮施設の建設に適用すれば、参加国は安定供給を受けことができ、かつ、安全防護上も核不拡散上も優位点があるので、各国が個別に建設する理由付けや必要性がなくなるであろう。

さらに、IAEA 保障措置システム

の改善も考えていくべきである。これまでIAEAの保障措置は多くの国々で、効果的、効率かつ公平な検認システムを追求してきた。しかし、原子力の技術や知識が全世界へ普及され、それと同時に原子力安全防護やテロとの戦いなど国際的な重大事項の増大する現在では、効果または効率性ばかりではなく、個々の問題に対し適応し順応できる保障措置制度が必要となつてきている。将来の保障措置制度は、緊急な課題に対し適時適切に対応するために検討導入すべきであると考ええる。

最後に、一般論ではあるが、多くの難問に直面し、かつ核不拡散と核軍縮の将来の進歩を成し遂げるには、これに携わるすべての国々が、すべてのレベルで、科学および政治の双方の領域において、十分な協力が必要になっている。世界全体の安全確



追加議定書の全世界の状況 (2004年10月13日現在)

- 61カ国：発効済
- 25カ国：署名済、しかし未発効
- 8カ国：承認済、しかし未署名
- 2カ国：未発効であるが、追加議定書の実施に同意

保に対する大きな脅威は核不拡散、核テロであるといっても過言ではない。これにどう立ち向かうかは、昨今の世界情勢から見て、もっとも重要な課題の1つであるのは明白であるからだ。

## 5

### 日本への期待

日本は、追加議定書に早くから署名し、2001年から追加議定書に基づくIAEA査察官の活動を受け入れた。2004年6月、いわゆる核平和利用大国（数多くの核平和利用施設を持つ国）の中でははじめて、申告された核燃料が兵器に転用されていないこと、隠された核物質や隠れた核

開発活動が日本にはなかったことが、国全体の評価として結論された。これは、日本が核不拡散に真摯<sup>しんし</sup>に取り組んでいることの1つの証<sup>あかし</sup>になるであろう。その結果として日本は、効果的かつ新しいIAEAの保障措置体系である統合保障措置の導入に移行することができた。

IAEAは、統合保障措置をさまざまな国に適用するため、より完全に効率的なものにしていかなければならない。これには、財政面のみならず、日本の人材と技術の強力な支援が有効な役割を果たせる。

核不拡散を推進する上で政治的に不安定な国々が存在するアジアに位置し、その中で世界有数の原子力開

発計画を推進し、その恩恵を受けている日本。長期的な将来を考えたとき、この地域で原子力平和利用の主導的役割を担うとともに、核不拡散を強力に浸透させるよう努力することへの期待は、IAEAのみならず国際社会から強く求められている。

1h



[むらかみ・けんじ 実施C部長]

## IAEA 査察官としての勤務

中尾文子

IAEA 保障措置局実施C部 査察官



原子力発電所の査察中同僚と

現在私は、IAEAで保障措置査察官として勤務しています。担当はヨーロッパにある原子力施設の核査察です。実際に施設に行き、事前の報告と現場の状況を照合し、相違がないかどうか、核兵器転用の可能性がないかどうかをチェックしています。同じヨーロッパでも、セルビア・モンテネグロからイギリス、ドイツまで、言葉、文化、経済・技術レベル、治安...と、どの側面でもバラエティに富んでいて、刺激的な毎日です。さらに、国際機関という場所柄、さまざまな国のいろいろな文化・考え方を持つ同僚とともに仕事をこなしていかなければなりません。ですが、こういう環境に身を置くことで、いろいろな意味で効率的にステップアップできる“チャンス”が得られていると思っています。また、この仕事を通じ、世界平和に不可欠な核不拡散という重要な任務にかかわっていることも私にとって大きな誇りとなっています。興味をもたれた方、是非IAEA査察官にアプライしてみませんか。

1h

[なかお・あやこ]